

令和 2 年 6 月 26 日現在

機関番号：14501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K13423

研究課題名(和文)サルトル後期思想の展開 - 「単独的普遍」から「ラッセル法廷」へ

研究課題名(英文) Development of late Sartrean philosophy - from "universal singular" to "Russel tribunal"

研究代表者

南 コニー (Minami, Connie)

神戸大学・人文学研究科・助教

研究者番号：10623811

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究ではジャン＝ポール・サルトルがその晩年のモラル論で提起した概念「単独的普遍」がいかにして「ラッセル＝サルトル法廷」という民衆法廷へと展開していったのか、その過程を読み解きつつ、その現代的意義と今後の可能性を探った。そこで問題になっているグローバル・ジャスティスの問題を学会やシンポジウムの場で発表するとともに、これらの発表を雑誌に掲載した。この過程で「ラッセル＝サルトル法廷」では、新たな真理の生成が問題になっているとともに、「沈黙することの罪」が問題になっていること、つまり、沈黙することによって加害者の側に立ってしまうというモラル論が展開されていることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

サルトルが『生けるキルケゴール』で初めて言及し、さらに『弁証法的理性批判』で展開しようと考えつつも果しえなかった「単独的普遍」の考えを、キルケゴールとサルトルが遺した未公刊資料の綿密な読解をもとに明らかにし、再構築することができたことが最大の意義である。

また、1967年の「ラッセル法廷」をサルトルの「単独的普遍」の思想の具体的な展開のひとつと捉えつつ、ラッセル法廷が開かれた3都市のひとつデンマークのロスキレで開催された50周年記念に参加し、自らの主催でシンポジウムを開催することによって、今日も続いている民衆法廷がいかにサルトルの思想を反映しているかを検証することもできた。

研究成果の概要(英文)：We take as our starting point the winter of 1967, the year the Bertrand Russel International War Crimes Tribunal took place in Roskilde under the auspices of Jean-Paul Sartre, Simone de Beauvoir and other intellectuals, legal experts and artists, and with the support of people from all over the world. This Tribunal did not just investigate and evaluate American foreign Policy and military intervention in Vietnam. It revealed terrible truths about the practice of war and, by sharing these truths with the general public, exposed the awful reality that "the silence" that comes from ignorance and fear was as cruel a crime as those committed on the battlefields of Vietnam.

研究分野：フランス文学

キーワード：グローバルジャスティス 社会参加 サルトル キルケゴール 単独的普遍

1. 研究開始当初の背景

1967年にストックホルム、東京、ロスキレの三都市であいついで開催された「民衆法廷」はバートランド・ラッセルとジャン＝ポール・サルトルが中心となって、ベトナム戦争におけるアメリカの残虐な行為を世界に広く知らしめるために開かれた世界で初めての法廷であるが、この法廷をめぐる一連のサルトルの行動や言説を彼の思想全体の中でどのように位置づけるかという点に関しては、ほとんど研究が手つかずの状態に残されていた。

2. 研究の目的

「民衆法廷」をめぐるサルトルの行動や言説を、未完に終わったとされる彼の第2期のモラル論との関連の中に位置づけつつ、この法廷こそは彼がモラル論の中で考察を進めていた真理の生成の問題と深く関わっていることを明かそうと努めた。またベトナムのポート・ピープルの救済に関するサルトルの関与も取り上げることで、サルトルがモラル論の完成そのものよりも、具体的な現実の場の中での真理の生成を優先させたことを明かすことを目的とした。

3. 研究の方法

民衆法廷が開催された都市のひとつデンマークのロスキレの古文書資料館で民衆法廷関連の資料を収集した。法廷当時の現地の新聞や雑誌さらには映像などがその中心だが、これらはデンマーク語で書かれたり話されているという事情もあり、日本はおろか世界でもほとんど知られていない資料である。これらの資料収集の一方で、当時の民衆法廷に関わった方々とのインタビューをおこない、証言を得た。

4. 研究成果

(1) 2018年8月8月29日、30日にロスキレ市主催の民衆法廷50周年記念式典の一環として、国際シンポジウムを現地で開催し、講演をおこなった。「50 years from 68' movements」(ロスキレ市学生フォーラム、ロスキレ市庁舎)、「Against the Crime of Silence」(民衆法廷記念シンポジウム、ロスキレ市庁舎)

(2) 2017年6月3日 日本フランス語フランス文学会(東京大学)での発表

サルトルとグローバル・ジャスティス
- ラッセル法廷50周年記念を迎えて -

南コニー

1967年、ベトナム戦争におけるアメリカの戦争犯罪を糾弾するために世界で初めて「民衆法廷」がストックホルムで開かれて、今年で50年になる。バートランド・ラッセルによって提唱されたことから、別名「ラッセル法廷」とも呼ばれている民衆法廷は、国家や国際機関によって設置される法廷とは異なり、法的拘束力は伴わないものの、国際的な人道問題が発生している地帯に関する情報を広く知らしめるとともに、問題の所在を明らかにし、現状を糾弾することで和平を促す試みであり、現在もなお、イラクやアフガニスタンなど、世界各地で開かれている。ストックホルムにつづき、東京、デンマークのロスキレでも、同じ1967年に「民衆法廷」が開催された。デンマークの小都市ロスキレでは、今年、「民衆法廷」の様子を演劇で再現しようとする試みなど、いろいろな企画が進められているが、それに伴い、これまで公開が制限されていた膨大な法廷記録や当時の新聞等の資料が一般の目に触れることになった。本論考では、サルトルがロスキレのラッセル法廷で発表した『ジェノサイド』に、彼の後期思想における「単独的普遍」の概念の展開と発展が見られることを検証、分析しつつ、同じく彼の『生けるキルケゴール』において課題として残されていた問いに対する答えの一つが、この法廷の主催と参加、社会的呼びかけを通して示されたということ論証することにある。また同様に、この民衆法廷の開催が、ジェネロジテ(贈与)などサル

トルにおける倫理的課題に答える具現化としてのプロセスであることも、あわせて究明する。

サルトルのモラル論は断片的かつ未完ではあるが、大まかな通時的区分として、従来、以下のような第1期「本来性のモラル」、第2期「弁証法的モラル」、第3期「対話論理的モラル」の3つに分けられてきた。

第1期 本来性のモラル	1945 - 49
第2期 弁証法的モラル	1963 - 65
単独的普遍 - 実践的モラル	1966 - 74
	1967 :ラッセル法廷
第3期 対話論理的モラル	1975 - 80

本論考では、ラッセル法廷が1967年に開催されたことを踏まえ、さらに、この第2期の「弁証法的モラル」と第3期の「対話論理的モラル」の間の空白期間に焦点をあてつつ、この1966年と74年におけるサルトルのモラルを仮に「単独的普遍 実践的モラル」と名付けて、その正当性の検証を試みようと思う。

まず、第2期のモラルは、第1期のモラルに残された課題である「非共犯的反省」の限界を受け入れることから始まる。第1期のモラルが、観念論的で個人主義的であったとサルトル本人が後に振り返って自己批判しているように、モラルは、個々人が自己欺瞞から本来的自己へと移行する「回心」によって可能であるという抽象概念のまま留まっており、個人の回心がモラルへと向かう媒介である「非共犯的反省」はどのようにすれば可能か、ということまでは言及されていない。第2期のモラルへとサルトルが向かうのは『弁証的理性批判』執筆後であり、ここでは他者との共存という枠組みの中で捉えられるべきモラルについて構想され、従来の自己疎外からの解放以上に、社会的状況や、歴史性といった事柄が重要視されている。ここで問題となっていたのは、歴史を乗り越え、歴史に乗り越えられる個人の実践の在り方である。そして歴史的な展開と人間的現実を関係づける「単独的普遍」という概念はこの頃から顕著に表れ始める。「単独的普遍」という言葉が初めて用いられたのは、1964年、キルケゴールの生誕150周年を記念してパリで開催されたシンポジウムで発表された同名の論文においてであるが、このときサルトルは、キルケゴールを「単独的普遍者」として位置づけ、彼の冒険を自らの冒険として捉えている。

(3) 2019年12月7日 日本フランス語フランス文学会関西支部大会（神戸大学）

サルトル後期思想とラッセル法廷

南コニー

「ラッセル法廷」とはベトナムにおけるアメリカの戦争犯罪を裁くために開かれた世界で最初の「民衆法廷」である。この法廷は、北爆が激化した1966年に、バートランド・ラッ

セルの提唱のもと、サルトルを裁判長として開かれたが、当初予定していたパリやロンドンでの開催が米政府及び主要な欧州各国政府の妨害により困難になったため、ストックホルム¹⁾、東京、ロスキレ(デンマーク)で行われた。現在もなお世界の各地で続けられている民衆法廷の歴史的意義は計り知れないが、特筆すべきはこの民衆法廷の思想史的意義である。つまり、「裁かれる思想家」から「裁く知識人」へという思想史的転換である。ソクラテス、スピノザ、ヴォルテール、ディドロ、ルソー、マルクスなどの名前をあげるまでもなく、これまでの思想史は権力によって思想家が裁かれてきた歴史でもあったが、「民衆法廷」は思想家や知識人が能動的に、理不尽な国家権力を裁くことを呼びかけた歴史的イベントであり、そこでは「権力法廷」から「民衆法廷」へのパラダイムシフトが起こっているのである。つまり民衆が裁判の主体となり、執行者にもなり得るという新しい価値観を提起した点において、民衆法廷は思想史、法思想史、国際法だけでなく裁判の歴史においても画期的な一つの転換をもたらした。本論では、このような意義を持つ「ラッセル法廷」でのサルトルの動きを1957年に始まると考えられる彼の第2期のモラルの探究の一環と位置づけつつ、この裁判を通して彼がいかに個人の自由あるいは、閉塞した自己疎外が伴う孤立性に基づく第1期のモラルを脱し、個人と他者、社会の相互承認に基づいた具体的状況下での社会的モラルを追究したのかを明らかにする。

ストックホルム、東京、ロスキレで3度にわたって開催されたラッセル法廷の目的は大きく分けて次の三つと考えられる。

1. ベトナム調査団の収集した資料及び情報を開示し²⁾、現地で行われている「人道に反する罪」を糾弾すること
2. 表現や集会結社の自由を表明し、各国政府の「沈黙の罪」を裁くこと
3. 「真理を生成する」こと

1.についてサルトルは、ベトナム戦争の惨状に関するあらゆる資料を広く人々に開示し良心に訴える過程で、裁判の公平性に基づき、当初はできる限り多くのアメリカ人やベトナム人証人を裁判に召喚したいと考えていたが、実際にアメリカ人の証人を呼ぶことは困難であったと開催地ロスキレ市の新聞とのインタビューで明かしている³⁾。

また2.の「沈黙の罪」を裁くというのは、非人道的な侵略が行なわれていると知りつつ「沈黙する」罪を裁くということであるが、サルトルは人々が「沈黙させられている」状況は「戦争を放棄する権利」に対する違反⁴⁾であると考えた。そして、非人道的な罪は良心に基づいて裁かれるべきであり、民衆法廷をボイコットしようとする各国政府の圧力に屈することは「受動的共犯」⁵⁾につながると訴える。

こうしてサルトルは、いかなる政治も党派的な思惑や利害関係を超越して、既存の法的基準に従って客観的に批判されうる対象にならねばならないことを示しつつ、戦争犯罪の概念に再び効力を与えるために、市民が民衆法廷を含め、集会を持つ権利、そしてそこで自由に発言する権利が保持されなければならないと主張する。そして、この民衆法廷の一連の過程こそが3.の「真理を生成する」行為にほかならない。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 1件 / うちオープンアクセス 0件）

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 南コニー
2. 発表標題 サルトルとグローバル・ジャスティス - ラッセル法廷50周年記念を迎えて -
3. 学会等名 日本フランス語フランス文学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 南コニー
2. 発表標題 サルトル後期思想とラッセル法廷
3. 学会等名 日本フランス語フランス文学会関西支部大会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>the crime of silence -a people's symposium https://conniesartre.wixsite.com/russell-tribunal</p>
--

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考